

就労選択支援に関するQ & A

目次

1 制度の概要・対象者について

Q1. 就労選択支援とは何ですか？	2
Q2. 誰が利用できますか？	2
Q3. 就労継続支援A型や就労移行支援を利用する場合も必ず経由が必要ですか？	2

2 利用の流れ・期間

Q4. 支給決定期間はどのくらいですか？	3
Q5. 一度受けた後、再度利用することはできますか？	3
Q6. 月途中での支給決定の場合、支給決定期間はどのようにになりますか？	3

3 利用できない場合や困ったとき

Q7. 近くに事業所がない場合はどうなりますか？	3
Q8. 事業所を見学したら「空きがない」と言われました。どうすればいいですか？	3

4 利用方法・形態

Q9. 他の障がい福祉サービスと併用できますか？	4
Q10. セルフプランで利用できますか？	4
Q11. 在宅で利用できますか？	4

5 アセスメント・ケース会議

Q12. アセスメント期間は必ず2週間必要ですか？	4
Q13. ケース会議には誰が参加しますか？	4

6 学校在学中の利用

Q14. 特別支援学校等に在学中でも利用できますか？	4
Q15. 卒業年度以外にも利用できますか？	5
Q16. 在学中の利用日数は欠席扱いになりますか？	5

7 その他

Q17. 就労選択支援は就労の可否を判断するものですか？	5
Q18. 就労選択支援の評価が進路を決定することになりますか？	5

1 制度の概要・対象者について

Q1. 就労選択支援とは何ですか？

A1.

障がいのある方が就労先や働き方をより良く選択できるよう、短期間の作業体験や面談などを通して、就労に関する能力・適性・希望などを整理するサービスです。アセスメント結果は、ご本人や関係機関と共有し、その後の就労移行支援・就労継続支援・一般就労などの進路選択に活用します。

Q2. 誰が利用できますか？

A2.

就労移行支援や就労継続支援A型・B型を利用する意向がある方、又は既に利用している方が対象です。

2025年(令和7年)10月からは、新たに就労継続支援B型を利用する場合、原則として就労選択支援のアセスメントが必要となります(50歳以上、障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や心身の状態等の理由により一般就労が困難な方は除く)。

Q3. 就労継続支援A型や就労移行支援を利用する場合も必ず利用が必要ですか？

A3.

令和7年10月時点では希望に応じて利用しますが、就労継続支援A型は令和9年4月から原則として利用が必要になります。就労移行支援は標準利用期間を超えて更新する場合、令和9年4月から原則として利用が必要となります。

サービス類型	新たに利用する意向がある障がいのある方	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障がいのある方
就労移行支援	希望に応じて利用	2027年(令和9年)4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する方
就労継続支援A型	2027年(令和9年)4月から原則利用	
就労継続支援B型	下記以外の方 ・50歳に達している方 ・障がい基礎年金1級受給者 ・就労経験のある方(年齢や心身の状態等により一般企業で働くことが困難になった方)	2025年(令和7年)10月から原則利用 希望に応じて利用

2 利用の流れ・期間

Q4. 支給決定期間はどのくらいですか？

A4.

原則1か月です。一定の条件を満たす場合に限り1回延長(最大2か月まで)が可能です。条件は以下のとおりです。

- ・自己理解や就労適性把握に大きな課題があり、継続的な作業体験が必要な場合
- ・作業態度・体調面などに課題があり、進路確定に追加観察が必要な場合
- ・アセスメントは完了しているが、次サービスの受入先が見つからない場合

※当初から延長理由に該当することが明らかな場合は2か月で決定できますが、その場合は延長不可。

Q5. 月途中での支給決定の場合、支給決定期間はどのようになりますか？

A5.

月途中で支給決定した場合、支給決定期間の終期は翌月末日になります。

例えば、10月15日に支給決定した場合、支給決定期間は10月15日～11月30日

Q6. 一度利用した後、再度利用することはできますか？

A6.

複数回利用することに制限はありません。

但し、就労選択支援を利用することに必要性が認められないと市が判断した場合は、この限りではありません。

3 利用できない場合や困ったとき

Q7. 近くに事業所がない場合はどうなりますか？

A7.

最寄りの就労選択支援事業所への通所が困難な場合や、事業所数が少なく待機期間が長い場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを受けていただくことになります。

Q8. 事業所を見学したら「空きがない」と言われました。どうすればいいですか？

A8.

上記Q7と同様、待機が長期化する場合は就労移行支援事業所等での就労アセスメントを受けていただくことになります。

4 利用方法・形態

Q9. 他の障害福祉サービスと併用できますか？

A9.

報酬が重複しない利用形態であれば、特に必要と認められる場合は併用できます。

Q10. セルフプランで利用できますか？

A10.

計画相談支援の利用を推奨しますが、セルフプランでも申請可能です。

Q11. 在宅で利用できますか？

A11.

原則は通所利用ですが、特別な事情がある場合は、事業所が在宅での実施に対応できれば認めることができます。まず事業所に確認のうえ、市にご相談ください。

5 アセスメント・ケース会議

Q12. アセスメント期間は必ず2週間必要ですか？

A12.

標準的なアセスメント期間は2週間程度ですが、状況に応じて5日程度の実施も可能です。

Q13. ケース会議には誰が参加しますか？

A13.

本人(保護者)、就労選択支援事業所、相談支援事業所(計画相談を利用している場合)、利用中の就労系サービス事業所、学校関係者(利用者が生徒の場合)が参加することを想定しています。

必要に応じて、福山市障がい福祉課、東部地域障害者就業・生活支援センター、障がい者基幹相談支援センター(クローバー)など関係機関が参加する場合があります。

6 学校在学中の利用

Q14. 特別支援学校等に在学中でも利用できますか？

A14.

利用できます

ただし、18歳未満の方が利用する場合、利用についての意見書が必要となるため、利用開始まで1か月程度余裕をもって申請してください。

Q15. 卒業年度以外にも利用できますか？

A15.

利用できます。1年生から利用することができます。在学中に複数回利用することや、職場実習のタイミングでの実施も可能です。また、校内実習や職場実習の場面に事業所が出向いてアセスメントを行うこともできます。利用時期については学校とよく話し合ってください。

Q16. 在学中の利用日数は欠席扱いになりますか？

A16.

学校長が教育上必要と認めた場合は、「出席停止・忌引等の日数」に含めることができます。

7 その他

Q17. 就労選択支援は就労の可否を判断するものですか？

A17.

いいえ。就労の可否を判定するのではなく、本人の自己理解を促し、より適切な進路選択を支援するサービスです。

Q18. 就労選択支援の評価が進路を決定することになりますか？

A18.

いいえ。就労選択支援は、あくまでも意思の決定を支援するサービスであり、進路については本人の希望が尊重されます。